

神野山の学校キャンプ場 簡易宿泊所 「なかん岳庵」利用規約

「なかん岳庵」をご利用いただくお客様に安全かつ快適に過ごしていただくため、次の通り利用規約を定めておりますのでお守り頂けますようお願いいたします。この規約をお守り頂けない場合は、宿泊契約を解除させて頂く場合がございます。

ご利用形態について

- 1 定員(10名)より多い場合はご利用できません(但し、1歳未満の乳幼児は含まれません)。
- 2 ご予約いただいた人数以上のご宿泊は固くお断わりいたします。
- 3 人数超過でのご利用が判明し次第、即時退去かつ違約金(ご利用料金の2倍)をお支払いいただきます。

簡易宿泊所「なかん岳庵」建物について

- 1 建物内は全面禁煙をお願いしております。喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や、備品の買換え費用を負担して頂く場合があります。喫煙は屋外にてお願いいたします。但し吸い殻のポイ捨ては火災の危険が生じますので、吸い殻はお客様が責任を持って処理して頂きますようお願い致します。
- 2 建物内の設備や電化製品・家具・物品等を、故意・あるいは誤って壊したり汚したりした場合は復旧にかかる料金を全額負担していただきます。ただし保険金が支払われる場合は除きます。
- 3 建物内の設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者様に貸与するものであり、お持ち帰りいただくことはできません。くれぐれも持ち出さないでください。
- 4 下記物品などの持ち込みを禁止いたします。
 - ① 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等の危険物
 - ② 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
 - ③ 猫、鳥、爬虫類その他の動物ペット類全般(但し、盲導犬は除く)
 - ④ 著しく大量な物品
 - ⑤ その他法令で所持を禁じられている物等

簡易宿泊所「なかん岳庵」設備・備品について

- 1 施設内のキッチンに備えてある調理器具や食器類はご自由にお使い下さい。
- 2 破損がみられた場合は、別途費用を請求させて頂く事がございます。
- 3 調理器具や食器類は使用后、洗って元の場所にお戻し下さい。

ご利用について

- 1 ルール並びに他のお客様へのマナーを守れない場合、退場して頂くこともございます。
- 2 施設内での盗難・事故等のトラブルにおいて当施設は一切の責任は負えません。
- 3 荒天・天災地変等によって利用が困難(危険)と判断されるときは、ご利用をキャンセルさせていただくことがあります。
- 4 チェックイン・アウトのお時間はお守りください。
- 5 夜間の花火は21時までとさせていただきます。(打ち上げ花火や大きな音の出る花火は禁止とさせていただきます。)
- 6 校舎及び体育館への立ち入りは禁止です。
- 7 炭は所定の場所に捨ててください(炭以外は捨てないでください)。
- 8 他のお客様のサイト内には立ち入らないようお願いします。
- 9 管理者は、利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に關しまして、一切の責任をおいませぬ。
- 10 ゴミはキャンプ場内の環境保護のためお持ち帰りください。
- 11 近隣のゴミ集積所、民家や道路にゴミを捨てないでください。
- 12 芝生内は直火禁止です。砂利スペースで焚火台をご利用ください。(但し、BBQ・焼き火用耐火シートを利用した場合は利用可です)
- 13 受付対応後はキャンプ場に担当者は駐在しません。
- 14 緊急事態(けが、病気、火災等)発生時は速やかに救急(119)及び警察(110)に連絡して下さい。

クワイエットタイムについて

- 1 近隣に民家がありますので、夜21時～翌朝6時は特に以下の内容にご配慮ください。
 - ① 大きな声での談笑
 - ② 夜間の車のドア開閉は想像以上に音が響きますのでご配慮ください。
 - ③ お車での夜間外出及びアイドリングには十分配慮をお願いします。

保安上お守りいただきたい事項

- 1 ご滞在中、外出されるときは必ず施錠をご確認ください。
- 2 ご滞在中や特に就寝の時にも施錠をご確認ください。
不審者と思われる場合は、直ちに警察へご連絡ください。

同伴のペットについて

- 1 建物内へのペットの入室は禁止とします。
- 2 予防接種を受けたペットに限り同伴可能です。
- 3 キャンプ場施設内ではノーリード(放し飼い)にしないでください。
- 4 他の方に恐怖感を与えるような動物はご利用をお断りいたします。
- 5 ペットをおいての外出は禁止。吠えないようご注意ください。
- 6 排泄物は飼い主が責任を持って処理してください。
- 7 施設内でのペットによる事故は、当事者が責任を持って対処いたします。

その他

- 1 宿泊客は、この利用規定と併せて、当施設が別途定めた宿泊約款に従っていただきます。
- 2 自然豊かな立地の為、室内に虫が侵入・発生する事がございますので、予めご了承下さい。
- 3 本規約に定められていない事項については、法令によるものとします。

神野山の学校キャンプ場 離れ「なかん岳庵」 宿泊約款

第 1 条(適用範囲)

- 1 管理者が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

- 1 当施設の利用にあたっては、別途さだめる「利用申込書」に基づき、主に次の事項を管理者に申し出ていただきます
 - ① お申し込みは利用予定日の10日前までをお願いします。
 - ② 利用代表者氏名・住所
 - ③ 利用代表者電話番号(緊急時に連絡がつけられるもの)
 - ④ 利用人数(男・女、小学生以下、1歳未満の乳幼児等別に)
 - ⑤ 利用期間および到着・出発予定時刻
 - ⑥ 寝具等のレンタル品・販売品の申込書
(離れ「なかん岳庵」利用料金表による)
 - ⑦ その他管理者が必要と認める事項

第 3 条(宿泊契約の成立とお支払い等)

- 1 宿泊契約は、管理者が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、利用料金は当日到着時に現金でお支払いいただきます。(クレジットカード、電子決済は利用不可)
- 3 第 2 項の利用料金に関しまして、お客様のご都合により、利用期間が変更となった場合は第4条に定めるキャンセル規定に基づき、利用料の返金はできませんので予めご了承下さい。(但し、台風・天災等や管理者の都合によるときはこの限りではありません。)

第 4 条(キャンセル料)

- 1 キャンセル料は利用日の10日前までは無料です。
- 2 キャンセル料は利用日の前日から9日前 30% 当日又は不泊 100%

第5条(宿泊契約締結の拒否)

- 1 次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - ① 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - ② 施設は1棟のみのため、既に利用の申し込みがある場合。
 - ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - ④ 宿泊しようとする者が、次の(1)から(3)に該当すると認められるとき。
 - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (2)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (3)法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - ⑤ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ⑥ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - ⑦ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - ⑧ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - ⑨ 室内・寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - ⑩ 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー提出等に従わないとき。
 - ⑪ その他当施設が必要と認める事項

第6条(なかん岳庵の利用時間)

- 1 宿泊客が当施設を利用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとし

ます。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第 7 条(利用規則の遵守)

- 1 宿泊客は、当施設内の利用においては、当施設が別途定めた利用規約に従っていただきます。

第 8 条(当施設の責任)

- 1 当施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第 9 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

- 1 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

第 10 条(駐車場の責任)

- 1 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 11 条(宿泊客の責任)

- 1 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 12 条(その他)

- 1 本約款に定められていない事項については、法令等に準じます。